

自動車販売の安定・拡大のための若干の措置に関する通知

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国家発展改革委員会・科学技術部・工業情報化部等11部門は、2020年4月30日に共同で「自動車販売の安定・拡大のための若干の措置に関する通知」（中国語名「关于稳定和扩大汽车消费若干措施的通知」、以下「通知」）を発表した。
- 中国の自動車販売台数は、2019年に前年比8.2%減の2,577万台となり、2年連続でマイナスの伸び率が続いている。2020年には新型コロナウイルスの影響を受け、自動車需要の低迷が懸念される。こうした状況を変えるために発表されたのが、この「通知」である。
- 「通知」では、自動車販売の安定・拡大を図るために5大対策が打ち出された。具体的には、①国六排出基準の実施要求の調整（小型車の国六排出基準に基づく生産への移行完了時点の延長、2020年7月1日以前に生産・輸入された国五排出基準の小型車を対象とした販売・車両登録の条件付きの認可、承認を受けずに前倒しでの国が定めた自動車排出基準の実施禁止等）、②新エネルギー自動車購入に関わる優遇政策の見直し（新エネルギー自動車〔純電気自動車、レンジエクステンダーEVを含むプラグイン・ハイブリッド車、燃料電池車〕を対象とした購入補助金制度の延長、補助金支給額の前年基準からの段階的な縮小の幅・ペースの緩和とその補助金の清算スピードの引き上げ、都市の公共交通分野における新エネルギー自動車の普及加速、新エネルギー自動車の車両購入税免除政策の延長等）、③旧式ディーゼル・トラックの廃車加速（重点地域における国三以下の排出基準に基づく運行中ディーゼル・トラックの前倒しでの淘汰奨励、「以獎代補」方式による重点地域の100万台淘汰目標の達成促進等）、④中古車流通の円滑化（自動車取引登録制度等の最適化、中古車に対する地域を跨ぐ移動規制の全面撤廃政策の実施推進、中古車輸出業務の拡大、「中古車取引管理弁法」の改正・公布、自動車整備修理電子記録システムの役割強化、中古車ディーラーに対する増徴税（付加価値税）の軽減等）、⑤自動車ローンの活用（金融機関による自動車関連消費者金融業務の展開奨励、自動車ローンの頭金比率・貸出金利の適当な引き下げとその返済期間の延長等による自動車販売の拡大等）、である。

【構成(概要)】

「自動車販売の安定・拡大のための若干の措置に関する通知」

(発改産業[2020]684号)

成立日：2020年4月28日、発表日：2020年4月30日

1. 国六排出基準^(注)の実施要求の調整：総重量3.5トン未満の小型車の国六排出基準の粒子状物質数量制限値に基づく生産への移行完了時点を2020年7月1日までから2021年1月1日までに延長する。2020年7月1日以前に生産・輸入された国五排出基準の小型車は、2021年1月1日までに、現時点で国六排出基準が実施されていない地域での販売と車両登録が認められる。各地は、承認を受けずに前倒しで国が定めた自動車排出基準を実施してはならない。
2. 新エネルギー自動車購入の優遇政策の見直し：新エネルギー自動車（純電気自動車、レンジエクステンダーEVを含むプラグイン・ハイブリッド車、燃料電池車）（以下、新エネ車）を対象とした購入補助金制度を、2020年末までから2022年末までに延長し、補助金支給額の前年基準からの段階的な縮小の幅・ペースを緩め、補助金の清算スピードを引き上げる。都市の公共交通分野における新エネ車の普及を加速する。新エネ車の車両購入税免除政策を2022年までに延長する。
3. 旧式ディーゼル・トラックの廃車加速：京津冀（北京市・天津市・河北省）及び周辺地域、汾渭平原（山西省・河南省・陝西省のそれぞれ一部の地域）等の重点地域における国三以下の排出基準に基づく運行中ディーゼル・トラックの淘汰を前倒しすることを奨励する。中央財政の車両購入税等を財源とした「以奨代補」（補助金の代わりに奨励金を支給する）方式による重点地域の100万台淘汰目標の達成を促進する。重点地域における補助措置の研究・制定を加速する。
4. 中古車流通の円滑化：自動車取引登録制度等を最適化する。中古車に対する地域を跨ぐ移動規制の全面撤廃政策を着実に実施する。中古車輸出業務を拡大する。新車購入需要を拡大するために、「中古車取引管理弁法」の改正・公布、自動車整備修理電子記録システムの役割強化等を通じて中古車取引をサポートし、その流通を加速する。また、中古車業界に対する管理を強化し、中古車ディーラーの行為を規範化した上で、2020年5月1日から2023年末までに中古車ディーラーに対し、販売額の0.5%を軽減した形で増値税（付加価値税）を徴収する。
5. 自動車ローンの活用：金融機関による自動車関連消費者金融業務の積極的な展開を奨励する。自動車ローンの頭金比率・貸出金利の適当な引き下げとその返済期間の延長等を通じて、自動車に対する潜在的な消費需要を持続的に喚起する。

(注) 中国自動車排ガス規制の第6段階を指す。同基準は、2016年に公表され、2018年から対応モデルの生産が始まった。

* 中国語全文は、https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202004/t20200430_1227367.html

から入手可能（2020年6月1日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。